

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定による

計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）

（第一面）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定により計画の変更を通知します。

一般財団法人さいたま住宅検査センター 理事長 様

第 号
令和 年 月 日

通知者官職

【計画を変更する建築設備の直前の審査】

- 【確認済証番号】 第 号
【確認済証交付年月日】 令和 年 月 日
【確認済証交付者】
【計画変更の概要】

※手数料欄 引受書による		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
	別紙による	令和 年 月 日
		第 号
係員氏名 別途		係員氏名 別途